速度取締り指針

令和７年４月
古川警察署

警察署の速度取締り重点

区　域	時間帯	路　線
鹿島台地区	14:00～17:00	国道346号及び周辺道路
田尻地区	7:00～10:00	県道鹿島台高清水線及び周辺道路
古川地区	7:00～9:00　16:00～18:00	国道47号及び周辺道路
三本木地区	15:00～17:00	県道中新田三本木線及び周辺道路
松山地区	9:00～12:00	県道古川松山線及び周辺道路

※　緊張感を持ってもらうため、過去の死亡・重傷事故発生箇所を分析し、事故の多い路線及びその周辺で取締を実施します。
※　学童保護のため、通学路や学校周辺での取締りを強化します。
※　交通事故抑止効果を上げるため、周辺区域においても取締りを実施します。

★　上記以外の場所、時間帯等でも取締りを実施します　★

管内における交通事故実態など（過去３年）

【令和４年１月１日から令和６年12月31日までの交通事故の特徴】

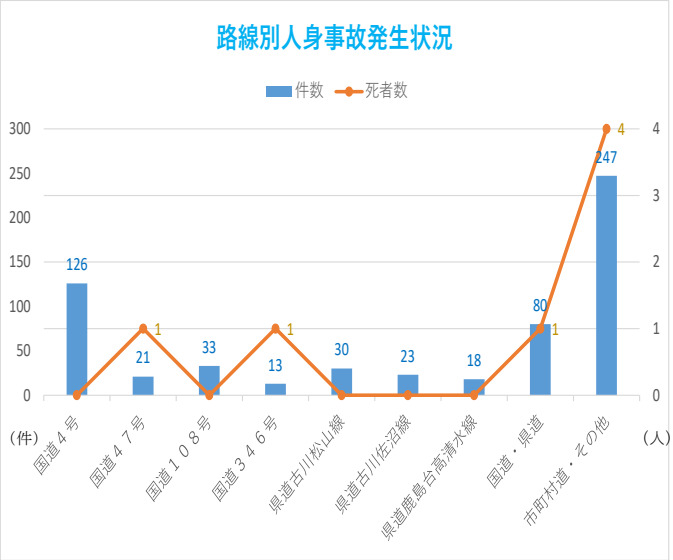

○　人身事故の発生は市道が最も多く、次いで国道４号の発生が多い。
○　人身交通事故は、通勤時間帯の７時から９時、１６時から１８時に多発する傾向。
○　事故原因は、①安全不確認、②前方不注視、③動静不注視の順であり、ドライバーの緊張感の欠如が交通事故の原因。

速度違反以外の取締りや警戒活動

○　通学路での歩行者保護のため、学校周辺の通学路警戒強化及び横断歩行者妨害違反等の取締りを実施します。
○　路線全域で人身事故発生件数の多い国道４号は、速度の抑制・信号の遵守を促すため、路線全域で信号無視や一時不停止の取締りを強化します。